

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年4月28日（水）午前8時57分～午前9時22分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：議会事務局長
議 題	1 令和3年第1回市議会臨時会提出議案について 2 令和3年第2回市議会定例会提出議案について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：提案のとおり提出議案として決定する。 議題3：令和3年第1回市議会臨時会の招集期日は5月21日（金）、令和3年第2回市議会定例会の招集期日は、6月8日（火）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和3年第1回市議会臨時会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）の一部を改正したものである。 個人市民税については、控除期間を13年間とする住宅借入金等特別税額控除の特例について1年延長し、一定の要件のもと、令和4年末までの入居者を対象とするものである。 固定資産税については、土地に係る負担調整措置の延長及び同措置等により税額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く固定資産税の特例を定めるものである。 軽自動車税については、環境性能割の税率の特例について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものである。また、種別割の税率の軽減措置（グ

リーン化特例) について、営業用乗用車に、新しい燃費基準を適用した上で、その適用期限を2年延長し、貨物用乗用車には、自家用乗用車と同様に、適用対象を電気自動車及び天然ガス自動車のみに重点化するものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

なお、専決処分年月日については令和3年3月31日、専決番号については令和3年専決第4号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、土地に係る負担調整措置の延長及び同措置等により税額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く都市計画税の特例を定めること等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたことから武蔵村山市都市計画税条例(昭和39年村山町条例第32号)の一部を改正したものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

なお、専決処分年月日については令和3年3月31日、専決番号については令和3年専決第5号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月7日付で国から低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から児童一人当たり一律5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」を実施する旨の通知があり、このうちひとり親世帯分については、速やかな給付を要請されていることから、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要

経費を計上した令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したものである。

なお、専決処分年月日については令和3年4月13日、専決番号については令和3年専決第6号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月14日付で東京都から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、重症化リスクの高い高齢者施設や障害者施設等の入所者・職員等を対象として区市町村が行うPCR検査等の実施等に要する経費の全額を補助する「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」を実施する旨の通知があり、速やかに当該事業を実施する必要があることから、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したものである。

なお、専決処分年月日については令和3年4月27日、専決番号については令和3年専決第7号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（市民部長説明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

新型コロナウイルス感染症について規定した新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2が削除されたことに伴い、同条を引用する条例付則第2項に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

議題2 令和3年第2回市議会定例会提出議案について

(1) 武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（市民部長説明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたこと等に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

個人市民税について、1点目は扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、非課税限度額の基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を、扶養控除の取扱いと同様とするものである。

2点目は、国税における特定公益増進法人に係る見直しに伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する等の所要の措置を講ずるものである。

3点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、その適用期限を5年延長する等の所要の措置を講ずるものである。

また、その他所要の規定の整備をするものである。

施行期日について、1点目は令和6年1月1日からとし、2点目及び3点目は令和4年1月1日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行に伴い、電磁的記録による諸記録の作成、保存等について定める必要があるため、本案を提出する。

家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について書面に代えて、電磁的記録により行うことができる規定を追加するものである。

施行期日については、令和3年7月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、寡婦又は寡夫に関する控除のみなし適用について改める必要があるので、本案を提出する。

令和2年度税制改正により、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、「ひとり親控除」を適用することとなったため、利用者負担金の算定における未婚のひとり親世帯の寡婦又は寡夫に関する控除のみなし適用に係る規定を削除するものである。

施行期日については、公布の日からとする。なお、この条例による改正後の規定は、令和3年9月以後の月分の利用者負担金について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担金については従前の例によるものとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第4号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 第五中学校校舎窓枠等建具・外装及び屋上防水改修工事（第一期工事）の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年村山町条例第1号）第2条の規定により、議会の

議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は、190,000千円であるが、設計金額については現在算定中である。

第五中学校校舎（地上3階建て延床面積5,879㎡）について、窓枠等建具、外壁塗装及び屋上防水改修を行う（建築・電気設備・機械設備工事）ものであり、本工事は2か年度工事の第一期工事である。

工期限については、議決のあった日の翌日から令和3年11月下旬までである。

（結 論）

提出議案として決定する。

#### 【報告事項】

- (1) 繰越明許費繰越計算書について

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和2年度から令和3年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

（結 論）

報告事項として決定する。

- (2) 事故繰越し繰越計算書について

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、報告する。

令和2年度から令和3年度に繰り越した事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

（結 論）

報告事項として決定する。

#### 【提出事項】

- (1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、提出する。

提出書類については、令和2事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書（事業報告書・財務諸表）及び令和3事業年度武蔵村山市

	<p>土地開発公社予算書である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出事項として決定する。</p> <p><b>【諮問事項／追加予定】</b></p> <p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財政部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。</p> <p>令和3年12月31日をもって、人権擁護委員 清野 智美 氏の任期が満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。</p> <p>任期については、令和4年1月1日から令和6年12月31日まで（任期3年）である。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題3 その他</p> <p>令和3年第1回市議会臨時会の招集期日については5月21日(金)、令和3年第2回市議会定例会の招集期日については6月8日(火)である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： )</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格A列4番)